

関門系ルータ交換機能(IPoE方式で接続する場合)の 接続料の算定方法に関する論点整理

令和7年6月16日

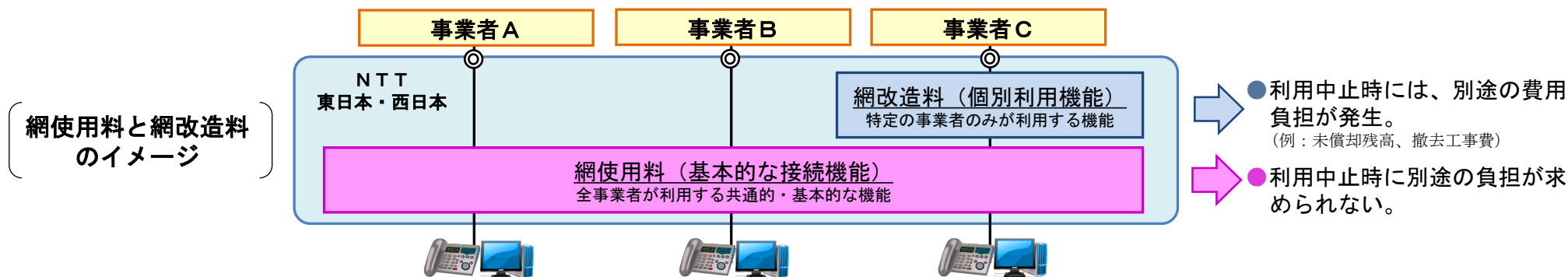
事 務 局

- 関門系ルータ交換機能（ＩＰｏＥ方式で接続する場合）の接続料の算定方法は、接続料の算定に関する研究会「NGNのＩＳＰ接続（PPPｏＥとＩＰｏＥ）に関する当面の方向性」（平成30年2月公表）において、

「NGNからインターネット接続する形態は、NGNの利用形態としても基本的なものであり、その中で、PPPｏＥ方式であれ、ＩＰｏＥ方式であれ、インターネット接続のための関門系ルータの機能の利用（間接利用を含む。）が多数の事業者により行われている現状から見ても、同機能は、通常求められるような接続形態を許容するため多くの接続事業者にとって備わっていることが必要となるような機能になっているものと考えられる」

とされたため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年総務省令第6号）により、網使用料として接続料を設定する機能とされた。ただし、それ以前は網改造料として設定されていたことを踏まえ、経過的な特例措置として、当該省令の附則第6項に基づき、当分の間、総務大臣の許可を受けて、当該機能の利用中止費について、利用を中止した事業者から取得することができる旨規定された。

- 令和4年の接続料の算定等に関する研究会において、関係事業者へのヒアリング等を行った結果、同研究会第六次報告書（令和4年9月9日公表）において、「NTT東日本・西日本による単県POIの増設が現在も続いている状況であり、（中略）このような変動期において、原則（網使用料での算定）に戻すことは、VNE事業者の経営に与える影響が大きく、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではない」とされた一方で、「当該増設が落ち着いたものと想定される令和7年を目途に、改めて利用中止費の経過措置を維持すべき事情があるか」について本研究会において検討し、特段の事情が認められない限り、その時点で原則に戻すことが適当」と整理された。
- こうした経緯を踏まえ、以下の項目を中心に改めて関係事業者等にヒアリングを行い、関門系ルータ交換機能の利用中止費の経過措置を維持すべき事情があるかなどを確認し、当該措置の扱いについて検討を行った。



ヒアリング事項

- （１）NTT東日本・西日本及び関係事業者等において、第六次報告書以降に状況の変化はあったか。特に、単県POIの増設状況や今後の増設の見通し、利用中止費が原則に戻ることを念頭においた検討の状況等はどうか。
- （２）状況の変化があった場合、NTT東日本・西日本及び関係事業者等において、利用中止費の経過措置の維持についてどう考えるか。

NTT東日本・西日本及び関係事業者等において、第六次報告書以降に状況の変化はあったか。特に、単県POIの増設状況や今後の増設の見通し、利用中止費が原則に戻ることを念頭においた検討の状況等はどうか。状況の変化があった場合、NTT東日本・西日本及び関係事業者等において、利用中止費の経過措置の維持についてどう考えるか。

関係事業者意見

(○：NTT東日本・西日本、●：関係事業者等)

(単県POIの増設状況や今後の増設の見通し等)

- 前回プレゼン時の2022年4月から現在に至るまで、25県において単県POIが開設済み。2県においては今月末に開設予定で動いている。また、第六次報告書取りまとめ時点で開設計画が具体化していなかった残りの6県については、事業者様と協議をしており、要望に基づいて、2027年から2028年の間の開設を目指すして現在調整を進めている。
- 全国POIについては、複数事業者の利用中止によって利用ポート数が減。ブロックPOIについて、単県POI未開設のところは除いてどうなっているかという、複数事業者の利用中止による利用ポート数の減という状況。単県POIについては、全POIで利用ポート数が増えている状況。
- 全国POI・ブロックPOIから単県POIへの移行、今後もPOIの開設が継続するということを踏まえると、トラヒックが増えているという定常的な増設だけでなく、当面の間は単県POIへの移行が段階的に行われるのではないかと想定。事業者においてどの程度、移行の余地があるか確認し、事業者ごとの利用中止率について、分母を利用開始ポート数とし、分子を利用中止ポート数として算出してみたところ、ばらつきがあり、0から66.7%となっている。事業者によって、スピードも異なり、戦略的な経営計画といったものに基づいてやっていることが見えると思う。
- 2025年4月現時点においてもVNE事業者様が利用するPOI種別・ポート数については、変動が生じているのではないかという点、また、今後においても一部事業者から御要望いただいているという点、そして第六次報告書の取りまとめ時点では具体化されていなかった単県POIの開設計画も追加となったという点を踏まえると、POI開設に伴う変動は今後も続くということが想定される。
- 東北等のエリアについては、単県POIの開設が進めば、ブロックPOIも減ってくる。
- ポート数というのは何によって変動するのかといった点については、トラヒックが伸びてくれば、当然ポート数は足りなくなるため、増設することはある。
- なぜVNE事業者が県単位に移っていくのかという点について、おそらく、単純に言うと経済原則にのっとっているのではないか。県間のPOIは使っただけだが、それよりも市場価格が安いという経済原則に基づいてVNE事業者単県に移っていると思う。
- 確かにゲートウェイルーター自体の費用はVNE事業者に負担いただいているが、そこまで接続するまでの設備や網内のことを踏まえると、正直、集約されているほうが我々の網的には効率的なのではないかと考えている。しかしながら、VNE事業者は戦略的パートナーで、お互いがウィン・ウィンになるところを見い出しながらやっている。(以上、第95回会合・NTT東日本・西日本)
- IPoEの利用者数は現在1,600万回線、ポート数でいうと直近では大体480になっており、利用者数は伸び切っている状況と思う。(第96回会合・JAIPA)
- トラヒックは相変わらず伸びており、トラヒックが伸びれば、やはりポートの数もどんどん増えていくところ。(第96回会合・IPoE協議会)
- 利用中止しているケースが生じている全国のPOIでは43から23ポートに、ブロックPOIでは48から26ポートというようにポート数が減っている。単県POIは、これ以上さらに分散することはないので、178から384ポートと増えている。単県POIが未設置のエリアがあり、単県POI開設がまだ継続中であるので、今後もトラヒック増に伴って、単純にポートが増えるという話だけではなくて、単県POIに移行する減設がかなり行われる。(第96回会合・IPoE協議会)

N T T 東日本・西日本及び関係事業者等において、第六次報告書以降に状況の変化はあったか。特に、単県 P O I の増設状況や今後の増設の見通し、利用中止費が原則に戻ることを念頭においた検討の状況等はどうか。状況の変化があった場合、N T T 東日本・西日本及び関係事業者等において、利用中止費の経過措置の維持についてどう考えるか。

構成員意見

(単県 P O I の増設状況や今後の増設の見通し等)

- V N E 事業者は何故単県 P O I に移っていくのか。トラヒックの伸びやトラヒックの面的な広がり、あるいは集約された P O I に接続するためのコストといったものに何か閾値があり、移行が進むのか。県単位にだんだん移っていく実態や、V N E 事業者が単県 P O I に移行する理由・メリットといった点について教えてほしい。（第95回会合・佐藤構成員）
- 数値的には西に比べて東は県単位の P O I への移行が遅れているように見えるところ、これは単にコストメリットでの判断というか、トラヒックがやはり伸びていないといったマーケットの事情があるということなのか。（第95回会合・佐藤構成員）
- 各社が投資して自己負担したものが減価償却し終わっているといった経済的な理由があって、単県 P O I に移行することで網改造費から網使用料へスムーズに移行できるといったことなのか。（第95回会合・佐藤構成員）
- N T T 東西に対する経済的な影響を教えてほしい。集約 P O I の方が、N T T 東西としては各県に県単位で作らなくてよい分、コスト的には良いようにも思う。県単位にして、V N E 事業者の要望に応じて投資を打っているということは経済的にはマイナスなのか。あるいは、コストベースで料金を設定していれば、どちらでも損も得もないか。（第95回会合・佐藤構成員）

NTT東日本・西日本及び関係事業者等において、第六次報告書以降に状況の変化はあったか。特に、単県P O Iの増設状況や今後の増設の見通し、利用中止費が原則に戻ることを念頭においた検討の状況等はどうか。状況の変化があった場合、NTT東日本・西日本及び関係事業者等において、利用中止費の経過措置の維持についてどう考えるか。

関係事業者意見

(○：NTT東日本・西日本、●：関係事業者等)

(利用中止費が原則に戻ることを念頭においた検討の状況等)

- VNE事業者との協議状況について、いつか(利用中止費の扱いが)原則に戻るということも踏まえて、利用中止時期の具体化といった移行に必要な検討要素について、2024年度に3回、2025年度に2回の計5回ディスカッションを行っている。 (第95回会合・NTT東日本・西日本)
- 将来的に利用中止費が原則に戻るということを踏まえて、NTT東西と当協議会及び関係者の間で準備を進めていくことが必要だと考えている。 (第96回会合・I P o E協議会)
- (本件検討にあたって市場の公平な競争環境確保の観点から、) 特に、新規にVNE事業に参画する潜在的な事業者も含め、VNE事業者間でビジネス競争性以外の観点で外的な要因での大きな損得が発生しないようにすることが重要と認識。具体的には(ユーザトラフィックの増分変動を加味した上での)減設時点での利用VNE事業者間での割り戻し方法の検討、減設後の参入VNE事業者の負担分を低減・除外する方法の検討、といった検討等が含まれると考える。
(第96回会合に係る追加質問への回答・I P o E協議会)

NTT東日本・西日本及び関係事業者等において、第六次報告書以降に状況の変化はあったか。特に、単県POIの増設状況や今後の増設の見通し、利用中止費が原則に戻ることを念頭においた検討の状況等はどうか。状況の変化があった場合、NTT東日本・西日本及び関係事業者等において、利用中止費の経過措置の維持についてどう考えるか。

関係事業者意見

(○：NTT東日本・西日本、●：関係事業者等)

(利用中止費の経過措置の維持について)

- 県単位への移行が進めば網使用料に切り替えて良いというその前提の考え方について、利用中止費がやはり問題になっていると思う。単県POIに移行されれば、例えばブロックPOIが利用中止になるということがある。そうすると当然、装置が転用できるかどうかといった話もあるし、それ以外に設置費用といったものを必ず頂くことになるので、そのような中で、網使用料として接続料を設定すると、利用中止費が、その利用中止に関係ない事業者にも負担が転嫁されてしまう。単県POIが全部開設されて一定の時期が過ぎれば、そうしたことが落ち着くのではないか。(第95回会合・NTT東日本・西日本)
- 現時点においてもVNE事業者が利用するPOI種別やポート数の変動期が続いているため、網使用料での算定に戻すのは適切ではないのではないか。経過措置の継続要否については、単県POIの開設完了後にVNE事業者がどのような計画をしているか等を踏まえて丁寧に検討することが必要ではないか。(第95回会合・NTT東日本・西日本)
- 3年前も本研究会において、ゲートウェイルータの利用中止費に関する特例措置については過渡的な措置であり、速やかに本則通りの措置にすべきとの主張をしたが、基本的には今でもその時の主張と変わっていない。(第96回会合・JAIPA)
- 今後については、接続事業者が予測できるように、利用中止費の経過措置を継続する前提条件を明示いただきたい。(第96回会合・JAIPA)
- 一部の事業者が集約POIから単県POIに移行するため、この段階で生じる集約POIの利用中止費の負担はその事業者のみが負担するという、今の網改造料の制度で運用されるのが公平であるという主張は理解できる。(第96回会合・JAIPA)
- 地域ISP事業者がIPoE接続を使う場合には、既存のVNE事業者から提供を受けてIPoE接続を提供しているという状況。しかしながら、当協会の地域ISP事業者の中には、単県で直接NTT東西とIPoE接続をしたいという事業者がいる。そういった事業者は、小規模ということもあり、GWRは1社当たり一、二台と程度しか使わないと思う。GWRの利用中止費は本則に戻って、網使用料になったほうが参入はしやすい。(第96回会合・JAIPA)
- IPoE方式は、日本のインターネットインフラを支えている根幹であると考えている。IPoE方式に対するその制度の設計及びその変更が価格に影響し、デジタル競争力に直結するという認識。したがって、拙速な原則、網使用料への復帰は、市場の安定性、それから公平性を損なうというおそれがあり、慎重に検討を進める必要がある。(第96回会合・IPoE協議会)
- 利用中止費の網使用料化によつての影響は、事業者間での不公平な負担を発生させるリスクがある。利用を中止した事業者だけがその利用中止費を支払うというのが現行だが、網使用料化した場合には、そのコストが翌々年度(に他事業者が支払う費用として)に発生する。それはすなわち、利用を中止したVNE事業者へのコスト負担がないということだけではなく、現在接続中の事業者の負担、それから、将来接続する事業者、新規参入事業者のコスト負担にもなり得る。これにより予期せぬ負担増の発生、あるいは事業予見性が失われる。(第96回会合・IPoE協議会)
- (将来的に既存VNE事業者の単県POIへの移行が落ち着いた段階と判断することができるためには)、集約POI・ブロックPOIから、単県POIへの設備移行を理由とする使用ポート数の減少がある程度落ち着くことが必要(単県POIへの移行が収束することで、他VNE事業者への予期せぬ負担増、第三者の行為により事業予見性が失われることが少なくなる段階に移行できる)と考える。(第96回会合に係る追加質問への回答・IPoE協議会)

N T T 東日本・西日本及び関係事業者等において、第六次報告書以降に状況の変化はあったか。特に、単県 P O I の増設状況や今後の増設の見通し、利用中止費が原則に戻ることを念頭においた検討の状況等はどうか。状況の変化があった場合、N T T 東日本・西日本及び関係事業者等において、利用中止費の経過措置の維持についてどう考えるか。

構成員意見

(利用中止費の経過措置の維持について)

- 利用中止費の計算方法において、単県 P O I に移る場合と、本当に事業撤退するからやめるような場合での利用中止費の扱いは全く同一なのか。もし P O I を移すことによって転用可能な設備等があるのであれば、その分は何がしか考慮されてもいいのかなという気がする。 (第95回会合・相田座長)
- 集約 P O I 中止のコストが本当にどのくらいあるかという点を数字で確認できると良いと思う。(第95回会合・佐藤構成員)
- 集約 P O I から単県 P O I に移行するにあたり、意思決定に必要なリアルなコストや負担について、その時間軸や需要の変動に伴いどのように動いていくのか見えると良い。 (第95回会合・佐藤構成員)

NTT東日本・西日本及び関係事業者等において、第六次報告書以降に状況の変化はあったか。特に、単県P O Iの増設状況や今後の増設の見通し、利用中止費が原則に戻ることを念頭においた検討の状況等はどうか。状況の変化があった場合、NTT東日本・西日本及び関係事業者等において、利用中止費の経過措置の維持についてどう考えるか。

関係事業者意見

(○：NTT東日本・西日本、●：関係事業者等)

(その他)

- フレッツ光ネクストにおけるI P o E方式の割合は7割を超えており、I P o E方式は、現在ではNGNにおける主要な方式となっている。（第96回会合・J A I P A）
- 地域I S P事業者が単県で、I P o E方式で参入するのは困難。P P P o E方式ではできていることがI P o E方式では難しいというのは、1つには経済的条件がある。金額について、広域での接続となると、東京では月間料金として100G/bpsで45万8,000円プラス690万円と、小規模な地域I S P事業者には非常に敷居が高い状況。（第96回会合・J A I P A）
- コストの低下あるいは柔軟化によって地域I S P事業者がI P o E方式に参入できるようになると、F T T Hサービスの市場がさらに拡大し、さらに地域の活性化に寄与するのではないかと。（第96回会合・J A I P A）
- V N E事業者としては、要望ベースで設備の増設が行えることがトラヒックの増大に対する対応策として大事だと考えている。トラヒックはまだ増大しつつあるので、我々の要望ベースで増設が行えるということは維持されるべき。（第96回会合・I P o E協議会）
- 現在のI P o E方式に変更が必要だという主張があるのであれば、今回の話とは独立して別の場で議論されるべき。（第96回会合・I P o E協議会）
- 現在、I P o E方式を利用する地域I S P事業者も増えてきているため、ある意味では地域I S P事業者のサポートもあって現在の仕組みができていると考えている。（第96回会合・I P o E協議会）
- ブロックP O Iについて、全事業者が使わなくなった場合で、かつ今後も使われないだろうというときには、基本的に無駄な設備になってしまうので、それは閉じるということになるかと思う。（第95回会合・NTT東日本・西日本）

構成員意見

(その他)

- インターネットプロバイダー業界では、まだ小さい範囲で事業をしている事業者がかなりいる。その事業者にとって、現状のI P o E方式では使いにくい側面があり、今議論しているような形のI P o E方式での接続というのが今後もずっと主流であるのかについても、I O W Nなどが出てくる中での状況を見つつ、判断していく必要がある。（第96回会合・相田座長）
- 一部のブロックP O Iではもう利用者がいなくなるケースが考えられる状況になると、P O I自体を廃止するというようなことになるのか。そうした場合、10者目の事業者がつなぎたいといった希望を出したときに、その事業者はもう使えないことになるのか。（第95回会合・相田座長）

論点整理 (案)

- 単県P O I の増設状況や今後の増設の見通しについてヒアリングを実施した結果、N T T 東日本・西日本からは、
 - ・ 第六次報告書とりまとめの時点では開設計画が具体化していなかった県においても、関係事業者からの要望に基づき、2028年までの単県P O I の開設を目指して調整が進んでいる
 - ・ 2022年2月時点から、全国P O I 及びブロックP O I については利用ポート数が減少傾向にある一方、単県P O I については全てのP O I で利用ポート数が増加している
 - ・ V N E 事業者各社の戦略に応じてP O I の利用形態が多様化しており、利用中止費が発生する事業者についても偏りがみられる
 - ・ 今後も、単県P O I 開設に伴う全国P O I やブロックP O I からのV N E 事業者の移行は続くことが想定されるとの説明があった。
- こうした状況を踏まえて、利用中止費の経過措置の維持について、関係事業者（J A I P A）からは、
 - ・ 利用中止費の特例措置については過渡的な措置であり、速やかに本則どおりの措置にすべきとの主張に変わりはない
 - ・ 利用中止費が本則に戻った方が、地域I S P 事業者にとってもI P o E 方式に参入しやすいとの意見がある一方で、
 - ・ 一部の事業者による集約P O I から単県P O I への移行が発生している段階における集約P O I の利用中止費の負担は、当該事業者のみが負担するという網改造料の制度で運用されることが公平であるということは理解（J A I P A）
 - ・ V N E 事業者が利用するP O I の種別やポート数の変動が続いている中で網使用料での算定に戻すことは適切ではなく、経過措置の継続要否については単県P O I の開設完了後にV N E 事業者の計画等も踏まえて丁寧に検討することが必要（N T T 東日本・西日本）
 - ・ 利用中止費の網使用料化により、事業者間での不公平な負担を発生させるリスクがある。単県P O I の整備完了後、変動期が収束することを見据えて、利用中止費の扱いを原則に戻していく検討を行うことが必要（I P o E 協議会）
- 等、利用中止費の扱いを原則に戻すことに慎重な意見が挙がった。
- 第六次報告書とりまとめ時点からの事情の変化として、N T T 東日本・西日本による単県P O I の増設や特定のV N E 事業者による単県P O I への移行という変動期が今後も継続する見通しであることから、今後、N T T 東日本・西日本による単県P O I の増設の完了後に改めて経過措置を維持すべき事情があるかについて検討し、原則に戻す時期について決定すべきではないか。
- なお、関係事業者からは、I P o E 方式の単県接続の柔軟化に関する意見が示されたほか、構成員からも通信技術の動向を踏まえながら現行のI P o E 方式での接続が主流であり続けるかを判断していく必要であるとの指摘がなされたところ、I P o E 方式での接続の柔軟化に係る技術的可能性や市場の動向等を引き続き注視すべきではないか。

(参考)NGNのISP接続の方式(インターネット通信等のための接続の方式)について

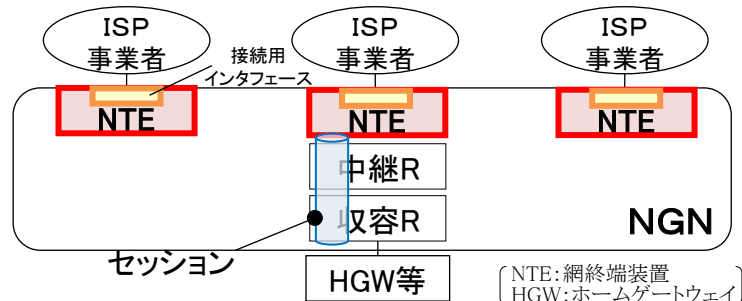
9

- F T T Hアクセスサービスなどの I P通信の役務 (卸電気通信役務を含む。) の提供のために、N T T 東日本・西日本が構築する **NGNに I S P等の他事業者が接続する方式**としては、**PPPoE** (P O Int-to-P O Int Protocol over Ethernet) **方式** と **IPoE** (Internet Protocol over Ethernet) **方式** の2種類が存在。
- N T T 東日本・西日本と I S Pとの接続点には、**PPPoE方式では網終端装置**、**IPoE方式ではゲートウェイルータ** (以下「GWR」という。) が設置され、**これら関門系ルータの扱いについては、本研究会において継続的に議論・検討が行われてきたところ。**

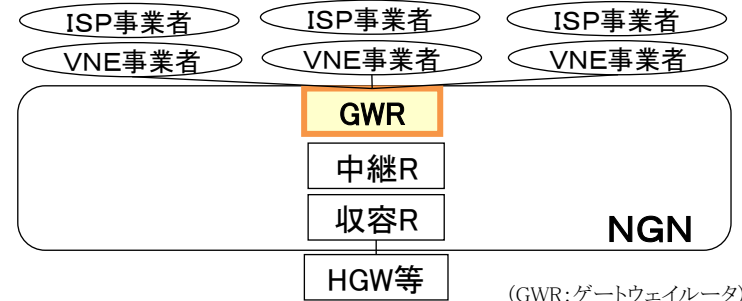
■ **NTT東日本・西日本負担**

■ **接続事業者負担**

PPPoE接続



IPoE接続



接続事業者数	・接続事業者数に制限なし(現時点で75者接続)	・技術的な要因から、接続事業者数の上限は現在16者。(現在は9者が接続)
接続点	都道府県ごとに設置	東京、千葉、埼玉、神奈川、北関東、北関東・甲信越、東北、北海道、茨城、栃木、宮城、福島 ^{※1} 大阪、兵庫、愛知、広島、福岡、静岡、京都、岐阜、三重、熊本、鹿児島、岡山、長崎、山口、滋賀、石川、富山、奈良、愛媛、香川、佐賀、沖縄、大分、和歌山、宮崎、福井、徳島、島根、鳥取、高知 ^{※1}
接続帯域・ポート	小容量あり	大容量のみ(小容量化については、接続事業者の具体的な要望に基づき検討)
接続用設備の費用負担	一部のメニューを除き、 原則として、NTT東日本・西日本が費用を負担	GWRについて網使用料として接続料を設定 接続事業者が負担
接続用設備の増設	原則としてNTT東日本・西日本が増設可否を判断(増設基準)	接続事業者が自由に増設することが可能
IPアドレスの付与	インターネット用アドレスを接続事業者が付与(NGN用はNTT東日本・西日本が付与)	VNE事業者から預かったインターネット用アドレスをNTT東日本・西日本が付与
通信の管理	・インターネット用IPアドレスを用いた通信の全てを接続事業者が管理(接続事業者が完全なフィルタリング等を提供可能)	・インターネット用IPアドレスを用いた通信で接続事業者の管理できないものが生じるおそれ
網内折り返し通信	・NGN内の利用者との通信であってもインターネット用IPアドレスを用いた通信の全てが接続事業者経由	
優先パケット利用	NGNの優先パケット関係機能の利用不可	NGNの優先パケット関係機能の利用が可能
その他留意事項	—	他事業者がVNE事業者に卸電気通信役務の提供又は接続を求める場合における卸役務等の①概要、②利用に係る問合せ窓口等の情報開示の手続き、③提供の請求及びその回答を受ける手続きの整備・公表の責務を接続約款で義務付け。

※1 令和7年5月時点で確認できているもの。(NTT東西より聴取) ※2 NGN利用者間の直接の通信とは、網内折り返し通信を指す。 出所：令和4年2月21日接続料の算定等に関する研究会(第54回)資料54-3を基に一部修正

(参考)単県POIの設置状況

- I P o E接続においては、
 - ・ **全国集約POI**：全国（NTT東日本では東日本全域、NTT西日本では西日本全域）を接続対象区域（カバーエリア）とする
 - ・ **ブロックPOI**：複数の県域を接続対象区域（カバーエリア）とする
 - ・ **単県POI**：一の県域を接続対象区域（カバーエリア）とする
 の3種類のPOIがあり、I P o E接続を利用する接続事業者（VNE事業者）はそれぞれの事業戦略等により接続するPOIを選択可能。
- 単県POIではNGNの県間通信用設備を用いずに接続することができるが、**I P o E接続においては、特定の県域の利用者のみへのサービス提供ができないため、東西それぞれの業務区域において、全国集約POI、ブロックPOI、単県POIを組み合わせる全ての県域と接続する必要がある（NGNの県間通信用設備を用いずにI P o E接続を行おうとする場合、全県域の単県POIで接続を行う必要がある。）**。
- なお、**令和7年1月現在においては、NTT西日本において全県域に単県POIが設置されているものの、NTT東日本においては単県POIが設置されていない県域が存在し**、NGNの県間通信用設備を用いずにI P o E接続を行っているVNE事業者は存在しない。

■POI増設に係る要請

第一種指定電気通信設備との接続 に関し講ずべき措置について （平成29年9月8日付け総基料第162号）

- 2 接続点の増設の要望への対応
I P o E接続のための接続点の追加設置を求める接続事業者からの要望について、効率的な通信の疎通のために円滑な接続を確保することを旨として、柔軟に対応することし、寄せられた要望の内容及び当該要望への具体的な対応について平成29年12月末及び平成30年12月末までに報告されたい。

■単県POIの設置状況

- ※ 本申請のあった令和7年1月17日現在。
- ※ 冗長性の確保のため、各POIにおいては2箇所にルータを設置。

NTT西日本

■：設置済（全県域に設置済）



NTT東日本

- ：設置済
- ：設置予定
（令和7年4月以降）
- ：未設置
（開設に向けた協議を実施中）

■ 接続料の算定等に関する研究会 第二次報告書（平成30年9月）

IPoE方式の関門系ルータの機能について、網使用料化すると、仮に本件関門系ルータ機能の利用を中止する接続事業者が現れた場合は、その事業者（利用中止事業者）が利用していた分に相当する費用の負担が他の接続事業者の負担となる可能性が生じるが、これは、本件関門系ルータ機能の利用が始まったときの前提からの変更となる。そのため、これに配慮して、当面の間は、現状どおり当該費用を利用中止事業者の負担とする方策の是非について検討の余地がある（なお、接続料制度においてそうした対応が可能となるよう措置することが適当と結論づけたところであり、それを受けた制度上の措置が（1）エのとおり講じられている。）。

また、一般に、今後もやむを得ず網改造料等の形式で設定する金額・接続条件が存在する場合には、その内容について、総務省の第一次要請や関係団体等の要望も踏まえつつ、実績値の例を示すなどの透明化の措置が引き続き講じられるべきであり、また要望に応じて協議が行われることが適当である。なお、トラヒック増の対応等のため、引き続き接続事業者の要望に応じたポート等の増設を可能とする前提は維持することが適当である。

■ 接続料の算定等に関する研究会 第三次報告書（令和元年9月）

IPoE接続については、JAIPAから特定県等域のみでの接続ができないという問題点がなお解決していない旨の意見が改めて表明された。これに対しNTT東日本・西日本からは、IPoE方式の提供経緯のほか、特定県等域のみでの接続でもいわゆる「16者制限」のうちの1枠を消費すること、16者制限は収容ルータの仕様上の制約でありこれを拡大するためには東西計約7千台の収容ルータの更改が必要となること、及び全県等域のユーザに一律の条件でサービス提供することを前提に設計・構築されていること等の説明があったが、併せて、「特定県等域のみでご利用いただくためには、・・・当該機能を利用される接続事業者様からの具体的なご要望を踏まえ、開発条件、コスト負担等、協議を進めさせていただく考え」との表明もあった。

第二次報告書取りまとめ時から現在に至るまでIPoE接続の「直接接続事業者の上限」、「接続用ポートの小容量化」及び「POIの増設」に関する基本的な状況は不変であり、したがって同報告書のこれらに関する考え方は引き続き妥当である。本研究会においては、引き続き、関係事業者・団体からの要望に応じ必要な説明を受けるなどして、状況を注視していくことが適当と考えられる。

■ 接続料の算定等に関する研究会 第六次報告書（令和4年9月）

関門系ルータ交換機能（IPoE方式に用いられるものに限る。）の利用中止費の扱いについて、関係者からのヒアリングの結果、NTT東日本・西日本による単県POIの増設が現在も続いている状況であり、それに伴いVNE事業者が利用するPOIの種別やポート数も変動しており、また、各社の戦略に応じてPOIの利用形態が多様化している状況であるといった事情が判明した。このような変動期において、原則（網使用料での算定）に戻すことは、VNE事業者の経営に与える影響が大きく、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではない。

これらの状況は、NTT東日本・西日本による単県POIの増設が続く間は継続するものと想定されるため、現時点において、当該増設が落ち着くものと想定される令和7年を目途に、改めて利用中止費の経過措置を維持すべき事情があるかについて本研究会において検討し、特段の事情が認められない限り、その時点で原則に戻すことが適当である。

NTT東日本・西日本及びVNE事業者においては、将来的には利用中止費の扱いが原則に戻ることを念頭に置き、必要な対応を検討していくことが求められる。